

## 三条・岡崎市営住宅団地再生計画地内本市管理地でのカーシェアリング実施に係る募集要項

本件は、三条・岡崎市営住宅団地再生計画地内本市管理地を有効に活用し、地域住民の交通利便性の向上を図ること、本市施策や三条・岡崎団地再生事業に寄与することを目的として、カーシェアリングを実施するに当たり、最も効果をもたらすと考える提案者を選定するため、簡易型プロポーザル方式により、事業者を募集するもの。

### 1 募集の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び京都市公有財産規則（昭和39年規則第68号）第18条第4号の規定に基づき、以下の物件の行政財産の目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を行う。

(1) 物件名称

三条・岡崎市営住宅団地再生計画地内本市管理地

(2) 所在地

京都市東山区巽町442-4

(3) 使用可能面積

70.87平方メートル

(4) 年間最低使用料

368,346円

各年度の許可期間が1年に満たない場合、その年度の使用料は、価格提案書にて提案した金額と本市の算定基準により年度ごとに算定する最低使用料（年額）とを比較し、高い方の金額を許可日数で日割り計算した額とする。

(5) 使用許可開始日（事業者の工事期間を含む。）

令和6年7月1日（月）（予定）

### 2 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

### 3 応募資格要件

次の各号に定める要件を全て満たす法人に限り、応募することができる。

- (1) 本市の区域内に本店・支店又は営業所を有すること。
- (2) 直近3年間において、継続してカーシェアリングの管理運営に関する業務実績を有していること。
- (3) 直近3年間において、法人税、消費税、本市の法人市民税、固定資産税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。
- (4) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体でないこと。

- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しないこと。
- (7) 京都市競争入札等取扱要綱第29条の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (8) 道路運送法第80条第1項及び同法施行規則第52条に定める自家用自動車の有償貸渡しの許可を得ていること。

#### 4 募集期間

令和6年4月30日（火）から令和6年5月27日（月）午後5時まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

#### 5 応募手続等

公募に応募するものは、次に示すところにより、別添様式「参加希望申出書」及び「企画提案書」等を提出するものとする。

##### (1) 担当部局（提出先）

604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所 分庁舎3階  
京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課（事業第三担当：長原、唐橋）

TEL (075) 222-3663 FAX (075) 222-3526

メール：sumamachi@city.kyoto.lg.jp

##### (2) 各種必要書類の提出

###### ア 提出書類及び提出部数

(ア) 参加希望申出書(様式1) 1部

(イ) 応募資格を満たすことを証明する書類（b、c、d及びeについては、発行後3か月以内の原本に限ります。） 1部

a 誓約書（様式2）

b 印鑑登録証明書

c 商業・法人登記簿謄本又は登記事項全部証明

d 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

（納税証明書は「その3」又は「その3の3」で提出すること。）

e 直近3年度分の法人市民税の納税証明書

f 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約する書類（様式3）

(ウ) 事業概要 1部

法人の概要（様式4）

(エ) 企画提案書（任意様式） 6部

仕様書を参考に、趣旨に沿った企画提案書を提出すること。

(オ) 価格提案書（様式5） 1部

イ 提出場所及び提出方法

上記「5（1）担当部局（提出先）」へ持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、あらかじめ来庁時刻の目安を電話で連絡すること。郵送の場合は、到着したことを必ず提出期限までに電話にて提出先担当者に確認すること。

ウ 提出期限

令和6年5月27（月）午後5時

（ただし、郵送の場合は、令和6年5月27日（月）必着）

（3）仕様書等に関する質問

ア 質問者

本書及び仕様書について質問できるものは、上記「3 応募資格要件」を満たすものに限る。

イ 質問の受付担当部局

上記「5（1）担当部局（提出先）」と同じ。

ウ 質問方法

電子メールにより送付すること。

なお、電子メールの件名は以下のとおり記載し、メール送信後、電話で受信確認を行うこと。

メール件名：【●●（応募者名）】三条・岡崎市営住宅団地再生計画地内におけるカーシェアリングの実施に関する質疑

エ 質問の受付期間及び受付時間

令和6年4月30日（火）から令和6年5月8日（水）午後4時まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

オ 回答

令和6年5月16日（木）までに、京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課ホームページにて公開する。回答は、本募集要項と一体のものとして効力を有するものとする。

ホームページのアドレス <https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-6-3-0-0.html>

（4）注意事項

ア 公募手続において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

イ 次の事項に該当する場合、失格となる場合がある。失格となった場合は、本市から通知する。

（ア）提出期限及び提出先等、提出方法に適合しないもの。

（イ）指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

（ウ）虚偽の内容が記載されているもの。

ウ その他

（ア）提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

（イ）提出された企画提案書は、事業者の選定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、提案内容について今後の参考にすることがある。

（ウ）提出書類は、事業者選定作業に必要な範囲において複製することがある。

- (エ) 提出期限以降の企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (オ) 全ての提出書類は返却しない。
- (カ) 事業者の決定後、当該事業者が辞退の意向を示した場合は、損害賠償を行うことがある。また、当該事業者の決定を取消したうえで、次点の者を繰り上げて新事業者とするか、再公募を行うことがある。

## 6 提案の審査、選定等

### (1) 審査方法

提出書類に基づき、「三条・岡崎市営住宅団地再生計画地内におけるカーシェアリングの実施について事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において選定する。

なお、企画提案内容について説明を求めめるため、書類審査に加え、ヒアリング審査を実施する場合がある。本市からその旨の通知があった場合は、企画提案内容について説明できる者を選定委員会へ出席させること。

### (2) 審査基準

| 評価項目                     | 評価  | 配点 | 評価の<br>換算値 | 評価点 |
|--------------------------|---|----|------------|-----|
| 地域住民の交通利便性の向上に<br>寄与する提案 | A B C D E   | 10 |            |     |
|                          | A：極めて良好 B：良好 C：妥当<br>D：やや不十分 E：不十分  |    |            |     |
| 本市施策や周辺住民に配慮す<br>る提案     | A B C D E   | 10 |            |     |
|                          | A：極めて良好 B：良好 C：妥当<br>D：やや不十分 E：不十分  |    |            |     |
| 本業務に類似又は関連する業<br>務の実績    | A B C D E   | 10 |            |     |
|                          | A：極めて良好 B：良好 C：妥当<br>D：やや不十分 E：不十分  |    |            |     |
| 提案の独創性                   | A B C D E   | 10 |            |     |
|                          | A：極めて良好 B：良好 C：妥当<br>D：やや不十分 E：不十分  |    |            |     |
| 使用料                      |   | 60 |            |     |
|                          | 次の計算式により得た得点（小数点以下切捨）<br>（最低使用料）／（最高額の使用料）×配点<br>※本市が示す最低使用料を下回る場合は、失格とする |    |            |     |

備考1 「評価点」は、「配点」と「評価の換算値」の積とする。

2 「評価の換算値」は、「評価」を次のとおり換算する。

A=1、B=0.75、C=0.5、D=0.25、E=0

(3) 決定

選定委員会の審査結果を踏まえて、本市が事業者を決定する。

(4) 通知

選定結果については、全応募者に対し郵送で通知する。

(5) 事業者選定後の手続

使用許可に係る申請の手続を実施すること。

使用許可の手続は、使用予定事業者決定後に調整する。

使用予定事業者には、使用許可に係る詳細についての協議を行ったうえで、「行政財産使用許可申請書」の提出を求め、「行政財産使用許可書」を令和6年6月30日（予定）までに発行する。

また、一許可当たりの単年度の使用料が50万円を超える場合は、保証人を立てていただき、使用許可後に事業者及び保証人の署名又は記名等（※1）のある標準保証書に、次の資格要件を満たしていることが証明できる書類を添えて御提出ください（※2）。

<保証人の要件>

保証人は、次に掲げるいずれの資格も満たす者でなければならない。

- 1 日本国内に住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所）を有すること（可能な限り本市又は本市に隣接する市町村の区域内に住所を有すること）。
- 2 使用料の年額の5倍以上の年間所得又はこれに相当する固定資産評価額の不動産を有すること。

※1 押印について、法人の場合は代表者印（丸印）、個人の場合は運転免許証等の本人確認書類を求めます。

※2 保証人を立てることが困難な場合は、使用料（年額）の1/4の保証金を納付してください。

なお、使用許可は、応募申込書に記載された名義で行います。

## 7 その他

- (1) 使用物件の整備工事等を行う際には、工事の概要を記載した掲示物やビラ等により、工事着工日の1週間以上前に本市及び三条市営住宅住民等に周知すること。また、当該駐車場について問合せがあった場合、十分な説明を行い、理解を得ること。
- (2) カーシェアリングの実施に当たっては、本市及び三条市営住宅住民等の意見を聴き、実施すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び業務遂行に当たり疑義が生じた場合は、本市と事業者の協議によりその解決を図ること。

# 参加希望申出書

令和 年 月 日

(宛先) 京都市長

所在地

名称及び代表者氏名

印

下記の業務に係る簡易公募型プロポーザル方式による事業者選定に参加したく、必要な書類を添えて申し出ます。

## 記

- 1 業務名称 三条・岡崎市営住宅団地再生計画地内におけるカーシェアリングの実施について
- 2 添付書類
  - (1) 誓約書 (様式 2)
  - (2) 印鑑登録証明書
  - (3) 商業・法人登記簿謄本又は登記事項全部証明
  - (4) 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書  
(納税証明書は「その 3」又は「その 3 の 3」で提出してください。)
  - (5) 直近 3 年度分の法人市民税の納税証明書
  - (6) 京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等及び同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約する書類 (様式 3)
  - (7) 事業概要  
法人の概要 (様式 4)

# 誓 約 書

令和 年 月 日

(宛先) 京都市長

所在地

名称及び代表者氏名

印

貴市における三条・岡崎市営住宅団地再生計画地内におけるカーシェアリングの実施に係る募集要項に定める応募資格を全て満たしており、また、提出書類の内容が事実と相違ないことを誓約します。

## 誓 約 書

|                            |                                  |
|----------------------------|----------------------------------|
| (宛先) 京都市長                  | 年 月 日                            |
| 誓約者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） | 誓約者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）<br>電話 ー |

暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約します。  
誓約者並びに京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が、同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。

## 誓約者並びにその役員及び使用人の名簿

| 役職名又は呼称 | 氏 名 | フリガナ | 生年月日 | 性別 |
|---------|-----|------|------|----|
|         |     |      |      |    |
|         |     |      |      |    |
|         |     |      |      |    |
|         |     |      |      |    |
|         |     |      |      |    |
|         |     |      |      |    |
|         |     |      |      |    |
|         |     |      |      |    |
|         |     |      |      |    |
|         |     |      |      |    |

注 誓約者並びにその役員及び使用人の名簿の欄は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる者について記入してください。

- (1) 誓約者が法人である場合 京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人（市長等又は指定管理者が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは、市長等又は指定管理者が指定する使用人に限る。次号において同じ。）
- (2) 誓約者が個人である場合 誓約者及び京都市暴力団排除条例第2条第4号ウに規定する使用人



## 法人の概要

令和 年 月 日

|               |     |
|---------------|-----|
| ふりがな<br>名称    |     |
| 所在地           | 〒 ー |
| 電話番号          |     |
| 設立年月日         |     |
| ふりがな<br>代表者氏名 |     |
| 従業員数          |     |
| 資本金           |     |
| 主な業務内容        |     |
| 登録・免許         |     |

# 価 格 提 案 書

令和 年 月 日

(宛先) 京都市長

所 在 地

名称及び代表者氏名

印

三条・岡崎市営住宅団地再生計画地内におけるカーシェアリングの実施において、次の金額でカーシェアリングの実施事業者として、行政財産使用許可を希望します。

記

|         |  |  |     |  |  |   |  |  |   |
|---------|--|--|-----|--|--|---|--|--|---|
| 応 募 価 格 |  |  | 百 万 |  |  | 千 |  |  | 円 |
|---------|--|--|-----|--|--|---|--|--|---|

※金額の前には、¥を付けてください。

- 応募価格は、本市が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。
- 応募価格は、年間使用料とします。